

事業者の皆様へ

令和7年12月
北九州市技術監理局

北九州市工事請負契約約款の一部改正について【お知らせ】

1 概 要

国の中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）が一部改正されたことに伴い、北九州市工事請負契約約款を一部改正します。

2 改正内容

- (1) 受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者が他機関との調整を行う規定を設ける。【第2条関係】
- (2) 請負代金の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって、不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を設ける。【第24条・第25条・第26条関係】
- (3) 前払金の使途に関し、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする規定について、標準約款の規定に合わせる。【第37条関係】

3 施行期日

令和8年1月1日

4 その他

改正後の規定は、北九州市ホームページに掲載していますので、ご参照下さい。

【掲載場所】

トップページ>ビジネス・産業>入札・契約・公募>入札・契約>契約関係規程集(入札・契約制度)>建設工事請負契約関係規定

【HP アドレス】

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00005.html

(問合せ先)

北九州市技術監理局 契約制度課
電話：093-582-2545